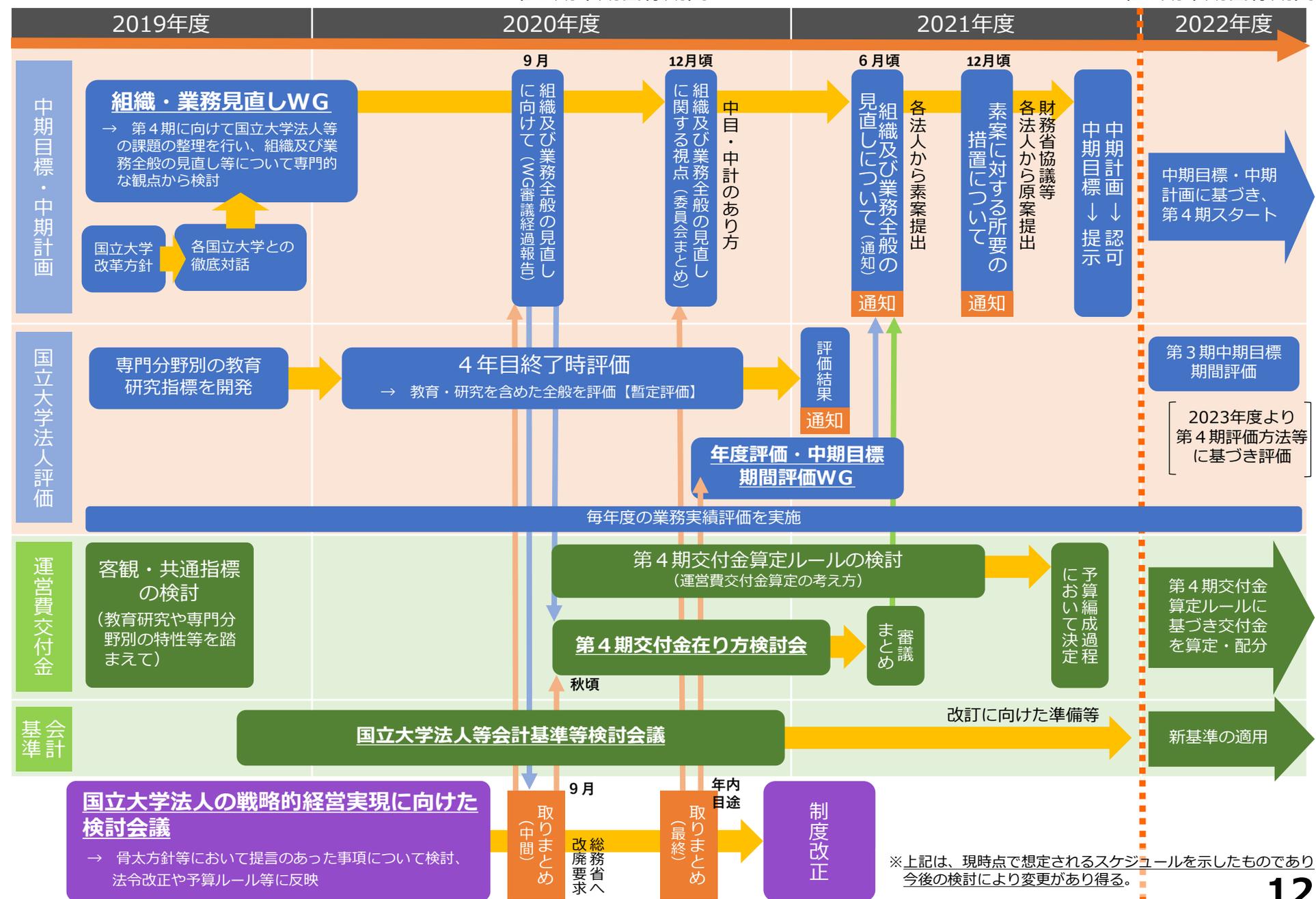


第4期中期目標期間に向けた検討スケジュール（案）

第3期中期目標期間

第4期中期目標期間



1. 大学の連携・統合の促進
2. 国立大学改革
3. **私立大学の振興方策**
4. 学生への修学支援の重点的・
効率的な実施

私立大学の振興策について

現状

- 私立大学については、学部学生の約8割の教育を担うなど、様々な学生に対し門戸を開き、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割を担っている。
- 私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割があり、そのための知識・技術の創造拠点を、大学の独自性に沿って創っている。

課題

- 18歳人口の減少、大学教育のユニバーサル化、産業構造の変化など、私立大学をめぐる環境が大きく変化する中、学生・保護者のもとより地域・社会の信頼と支援を得るため、教育研究の質向上の取組の更なる充実・ガバナンスの強化が必要。
- 私立大学の約3割が定員割れを起こしており、一部の地方中小規模大学では事業活動収支差額比率がマイナスになるなど経営状況が悪化傾向にあり、経営力強化が必要。

振興策

ガバナンスの強化

社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、公教育を担う機関としてふさわしい学校法人のガバナンス強化

- 私立学校法の改正
 - ・ 役員の責任の明確化 ・ 情報公開の義務化 ・ 破綻処理手続の円滑化
- 「私立大学版ガバナンス・コード」の策定推進
- 大学認証評価の厳格化（学校教育法改正）

私学助成による支援

私学のダイナミズム・自らの特色を活かし、社会の変化を見据えた改革の加速化に向けた支援の強化

- 「基盤的経費の補助」と「役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等への重点的支援」
- 教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分の実施

経営力強化と支援

18歳人口の減少等の環境変化に対応した支援の強化

- 中期的な計画の作成
- 経営悪化傾向にある学校法人に対する学校法人運営調査における経営指導を充実
- 修学支援新制度の対象となる機関要件に財務指標を設定
- 「大学等連携推進法人（仮称）」等、国公私の枠組みを越えた連携の仕組みの在り方を検討
- 学部単位等の事業譲渡を可能とする制度改正を実施し、再編・統合を促進

私立大学等経常費補助金のメリハリある配分について①

財政制度等審議会における定員割れ校への支援見直しのご指摘等を踏まえ、令和元年度の私立大学等経常費補助金の配分について、一般補助については、1.教育条件・2.財政状況・3.情報公開・4.教育の質に係る項目のうち、以下について見直すとともに、特別補助についても減額措置等を導入。令和2年度以降も引き続きメリハリある配分を実施予定。

一般補助

補助金基準額に対するメリハリによる増減（令和元年度）	
1. 教育条件に関すること	
① 学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合	〔+4%～0%〕
② 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合	〔+9%～▲50%〕
③ 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数	〔+6%～▲16%〕
2. 財政状況に関すること	
④ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合	〔+15%～▲45%〕
⑤ 教職員給与指数	〔0%～▲15%〕 <small>〔教員・職員それぞれ 0%～▲7.5%〕</small>
⑥ 収入超過状況	〔0%～▲100%〕
⑦ 高額給与支給	〔0%～▲35%〕
3. 情報の公表の実施状況に関すること	
⑧ 教育研究上の基礎的な情報	〔0%～▲50%〕
⑨ 修学上の情報等	〔0%～▲50%〕
⑩ 財務情報	〔0%～▲50%〕
4. 教育の質に係る客観的指標に関すること	
⑪ 全学的チェック体制、教職員の質的向上等体制、カリキュラムマネジメント体制、学生の学び質保証体制	〔+5%～▲5%〕

①定員未充足校への減額強化

- 定員充足率90%未満の学校に対する収容定員充足率による減額の調整係数の強化【令和元年度改正】
(減額率▲5%～▲50%から▲11%～▲50%)

②情報非公表校への減額強化

- 情報公開の状況に応じ、非公開の項目数に応じた減額の調整係数の強化【令和元年度改正】
(減額率0%～▲15%から0%～▲50%)

③教育の質の客観的指標

- 増減率の調整によるメリハリ強化（増減率+2%～▲2%から+5%～▲5%）を行うとともに、新たに①アウトカム指標の導入 ②実施状況の高い設問の見直し ③新規設問の設定。【令和元年度改正】

私立大学等経常費補助金のメリハリある配分について②

特別補助

① 定員未充足校に対する減額措置の導入

- 復興支援向けを除くカテゴリーに定員充足率に応じた減額措置を導入
 - 三大都市圏に立地する定員充足率90%未満の大学について▲10%、それ以外の大学について▲5%
 - 三大都市圏に立地する定員充足率80%未満の大学について▲20%、それ以外の大学について▲10%
 - 三大都市圏に立地する定員充足率70%未満の大学について▲30%、それ以外の大学について▲15%
- 併せて復興支援、授業料減免及び経営強化等支援以外のカテゴリーに、大学の規模別の単価（大規模大学単価>中小規模単価）を導入

② 支援メニューの大幅見直し及び規模別単価の導入

- 取組内容を評価する各メニューについても、一律の定額支援から大学等の規模に応じた単価を導入。
- 大学の取組に着目した支援とするため「社会人の組織的な受入れ」では、受入れ人数に応じた配分を改め、取組内容に応じた支援単価を設定。

③ 補助対象要件の追加

- 高等教育の修学支援新制度の対象外となる経営に課題のある法人(下記①～③のすべてに該当する法人)は特別補助の対象外とする
 - ①貸借対照表の「運用資産-外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ②事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3か年の決算で連続マイナス
 - ③直近3か年において連続して、収容定員充足率が80%未満（①及び②に該当する法人は特別補助（復興支援を除く）を50%減額）

1. 大学の連携・統合の促進
2. 国立大学改革
3. 私立大学の振興方策
4. **学生への修学支援の重点的・
効率的な実施**

高等教育の修学支援新制度における大学等の要件（機関要件）について

経済・財政再生計画 改革工程表(KPI) ◆学生への修学支援の重点的・効率的な実施

KPI第1階層

○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件(シラバス、GPA(平均成績)等)の設定・適用状況

○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況

※2019年度に機関要件を設定し、2019年度以降継続して適用

➡ 以下の通り、2019年度に機関要件を設定し、毎年度要件に基づき確認を実施

<対象数> (令和2年9月11日時点)

- ・大学・短大は1082校中、1060校(98.0%)が対象、高等専門学校は57校全てが対象
- ・専門学校は2688校中、1967校(73.2%)が対象

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位(標準単位数124単位の1割相当)

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人(大学等の設置者)の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書(シラバス)の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等(貸借対照表、収支計算書など)や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件を設定。

➤ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス (法人の決算)

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス (法人の決算)

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※ (大学等の状況)

※ 専門学校の経過措置 ~令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

(参考資料)
